

○総務省令第百十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定

（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(業務の分類及び定義) 第三条 〔略〕 2 宇宙無線通信の業務のうち、次の各号に掲げる業務を当該各号に定めるとおり定義する。 〔一・二 略〕 三 携帯移動衛星業務 携帯移動地球局と携帯基地地球局との間又は携帯移動地球局相互間の衛星通信(地球局又は携帯移動地球局の中継によるものを含む。)の業務をいう。 〔3 略〕 (無線局の種別及び定義) 第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。 〔一〜二十 略〕 二十の二 地球局 宇宙局と通信を行い、若しくは受動衛星その他の宇宙にある物体を利用して通信(宇宙局とのものを除く。)を行うため、又は携帯基地地球局と携帯移動地球局との間及び携帯移動地球局相互間の衛星通信のうち人工衛星局と携帯移動地球局との間の通信の中継を行うため、地表又は地球の大気圏の主要部分に開設する無線局をいう。 〔二十の三〜二十九 略〕 〔2 略〕 第九条 総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)は、次に掲げる場合は、第七条から前条までに規定する期間に満たない期間を免許等の有効期間とすることができる。 〔一〜四 略〕 五 第三号に規定する無線局と同一の周波数を使用する携帯移動地球局又は地球局の免許又は再免許を与えるとき。 (特定無線局の対象とする無線局) 第十五条の二 〔略〕 2 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 〔一〜三 略〕 四 電気通信業務を行うことを目的とする地球局(設備規則第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている地球局に限る。) (特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に及び、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 〔一・二 略〕 三 電気通信業務を行うことを目的とする地球局 〔一〕 設備規則第四十九条の二十三の八に規定する技術基準のうち地球局に係るもの 〔二〕 〔五〕 〔略〕 〔四 略〕	(業務の分類及び定義) 第三条 〔同上〕 2 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 携帯移動衛星業務 携帯移動地球局と携帯基地地球局との間又は携帯移動地球局相互間の衛星通信の業務をいう。 〔3 同上〕 (無線局の種別及び定義) 第四条 〔同上〕 〔一〜二十 同上〕 二十の二 地球局 宇宙局と通信を行ない、又は受動衛星その他の宇宙にある物体を利用して通信(宇宙局とのものを除く。)を行なうため、地表又は地球の大気圏の主要部分に開設する無線局をいう。 〔二十の三〜二十九 同上〕 〔2 同上〕 第九条 〔同上〕 〔一〜四 同上〕 〔新設〕 (特定無線局の対象とする無線局) 第十五条の二 〔同上〕 2 〔同上〕 〔一〜三 略〕 〔新設〕 (特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 〔同上〕 〔新設〕 〔一〕 〔四〕 〔同上〕 〔四 同上〕

五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局
〔一〕(9) 略
〔10〕 設備規則第四十九条の二十三の七に規定する技術基準
〔11〕 設備規則第四十九条の二十三の八に規定する技術基準のうち携帯移動地球局に係るもの
〔12〕(9) 〔略〕
〔六〕十二 略
(簡易な操作)
第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。
〔一〕五 略
六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
〔一〕(4) 略
〔5〕 地球局(設備規則第四十九条の二十三の八に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものであつて、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えおそれがない場所に設置するものに限る。以下「特定地球局」という。)
〔6〕 〔略〕
〔七・八 略〕
(備付けを要する業務書類)
第三十八条 〔略〕
〔二〕七 略
八 前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状(第十五条の二第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し)とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第四項の規定は、当該免許状について準用する。
〔九〕十一 略
(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)
第四十一条の二の三 法第七十条の八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。
〔一・二 略〕
三 特定地球局
(定期検査を行わない無線局)
第四十一条の二の六 法第七十二条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。
〔一〕十五 略
十六 地球局(VSAT地球局又は設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている地球局であつて設備規則第四十九条の六に規定する携帯無線通信によ

五 〔同上〕
〔一〕(9) 同上
〔新設〕
〔新設〕
〔10〕(9) 〔同上〕
〔六〕十二 同上
(簡易な操作)
第三十三条 〔同上〕
〔一〕五 同上
六 〔同上〕
〔一〕(4) 同上
〔新設〕
〔5〕 〔同上〕
〔七・八 同上〕
(備付けを要する業務書類)
第三十八条 〔同上〕
〔二〕七 同上
八 前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状(第十五条の二第二項第一号及び第三号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し)とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第四項の規定は、当該免許状について準用する。
〔九〕十一 同上
(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)
第四十一条の二の三 〔同上〕
〔一・二 同上〕
〔新設〕
(定期検査を行わない無線局)
第四十一条の二の六 〔同上〕
〔一〕十五 同上
十六 地球局(VSAT地球局に限る。)

る電気通信役務の提供の用に供する陸上移動中継局と同一の無線設備を用いるものに限る。)

〔十七〕二十六 略〕

(同等特定無線局区分)

第五十一条の十の二の三 法第百三条の二第七項の総務省令で定める区分は、次に掲げる無線局(同項に規定する特定無線局に限る。)の区分とする。

〔一 略〕

二 設備規則第三条第八号に規定する携帯移動衛星データ通信又は同条第九号に規定する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局(設備規則第四十九条の二十三の七又は第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局を除く。)

三 設備規則第四十九条の二十三の七又は第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局

四 〔略〕

五 〔略〕

(同等特定無線局区分の周波数の幅)

第五十一条の十の二の五 同等特定無線局区分の周波数の幅は、同等特定無線局区分に係る広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局(包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。))であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。)であつて、一の同等特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。この場合において、当該合わせた周波数帯に法別表第八備考に規定する指定に係る広域使用電波に該当する周波数の電波に係る部分又は設備規則第四十九条の二十三の七若しくは第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局が使用する周波数の電波に係る部分があるときは、それぞれこれらの部分に係る帯域幅を当該帯域幅の二分の一に相当する帯域幅とみなして、この項の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。この場合において、当該各号の合わせた周波数帯に法別表第八備考に規定する指定に係る広域使用電波に該当する周波数の電波に係る部分又は設備規則第四十九条の二十三の七若しくは第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局が使用する周波数の電波に係る部分があるときは、それぞれこれらの部分に係る帯域幅を当該帯域幅の二分の一に相当する帯域幅とみなして、この項の規定を適用する。

一 第五十一条の十の二の二第一号又は第四号に係る開設している無線局が時分割複信方式による無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域使用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する広域開設無線局(当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)であつて、一の同等特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数

〔十七〕二十六 同上〕

(同等特定無線局区分)

第五十一条の十の二の三 〔同上〕

〔一 同上〕

二 設備規則第三条第八号に規定する携帯移動衛星データ通信又は同条第九号に規定する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

〔新設〕

三 〔同上〕

四 〔同上〕

(同等特定無線局区分の周波数の幅)

第五十一条の十の二の五 同等特定無線局区分の周波数の幅は、同等特定無線局区分に係る広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局(包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。))であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。)であつて、一の同等特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。この場合において、当該合わせた周波数帯に法別表第八備考に規定する指定に係る広域使用電波に該当する周波数に係る部分があるときは、当該部分に係る帯域幅を当該帯域幅の二分の一に相当する帯域幅とみなして、この項の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。この場合において、当該各号の合わせた周波数帯に法別表第八備考に規定する指定に係る広域使用電波に該当する周波数に係る部分があるときは、当該部分に係る帯域幅を当該帯域幅の二分の一に相当する帯域幅とみなして、この項の規定を適用する。

一 第五十一条の十の二の二第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式による無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域使用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する広域開設無線局(当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)であつて、一の同等特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数

この占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅 〔二 略〕 (権限の委任) 第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。)に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。 一 法第四条、第五条(第四項を除く。)、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の二十一第一項及び第二項、第二十七条の二十二から第二十七条の二十五まで、第二十七条の二十六(第三項を除く。)、第二十七条の二十七第二項、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第一項、第二十七条の三十、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二第二項、第二十七条の三十三(第三項を除く。)、第二十七条の三十四、第二十七条の三十五、第三十九条第四項(法第五十一条(法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。))及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)、第七十条の七第二項(法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。)、第七十五条、第七十六条第一項(法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)、第二項、第三項(法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。))及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局(法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。)に関するもの (1) 固定局、地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。)、陸上局、移動局、無線測位局、地球局(V S A T地球局又は設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている地球局に限る。)、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局、非常局、アマチュア局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局及び特別業務の局 〔(2) 略〕 〔一の二〃八 略〕 2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。	
〔略〕 二 宇宙局並びに包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)であつて、その通信の相手方が人工衛星局であるもの及び包括免許に係る特定無線	〔略〕 申請者又は免許人の住所

この占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅 〔二 同上〕 (権限の委任) 第五十一条の十五 〔同上〕 〔一 同上〕 (1) 固定局、地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。)、陸上局、移動局、無線測位局、V S A T地球局、船舶地球局、航空機地球局、携帯移動地球局、非常局、アマチュア局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局及び特別業務の局 〔(2) 同上〕 〔一の二〃八 同上〕 2 〔同上〕	
〔同上〕 二 宇宙局並びに包括免許に係る特定無線局であつて、その通信の相手方が人工衛星局であるもの及び包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局	〔同上〕 申請者又は免許人の住所

局と通信の相手方を同じくする外国の無線局	
〔略〕	〔略〕

別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）
一 無線設備の設置場所の変更で次に掲げるものの場合
〔1〕(4) 略
〔5〕 特定地球局に係るもの
〔6〕 〔略〕
〔一〕 略

別表第二号の二の二（第 11 条の 2 の 3 関係）

〔略〕	〔略〕
10 包括免許に係る特定無線局（第 15 条の 2 第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる無線局に係るものに限る。）	〔略〕
〔略〕	〔略〕

〔注略〕

〔同左〕	〔同左〕

別表第二号 〔同左〕
一 〔同左〕
〔1〕(4) 〔同左〕
〔新設〕
〔5〕 〔同左〕
〔一〕 〔同左〕

別表第二号の二の二（第 11 条の 2 の 3 関係）

〔同左〕	〔同左〕
10 包括免許に係る特定無線局（第 15 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる無線局に係るものに限る。）	〔同左〕
〔同左〕	〔同左〕

〔注同左〕

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記もある。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(申請の手續の簡略) 第十五条の二の二 「略」 2 同一人に属する二以上の簡易無線局、氣象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三においてその無線設備の条件が定められている地球局(以下「V S A T地球局」という。)又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。)及び無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。)の無線設備の設置場所とする。)を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第七号イに規定するP H Sの基地局(以下「P H Sの基地局」という。)、施行規則第三十三条第六号(1)に規定するフェムトセル基地局(以下単に「フェムトセル基地局」という。)、同号(2)に規定する特定陸上移動中継局(以下単に「特定陸上移動中継局」という。)<u>又は同号(5)に規定する特定地球局(以下単に「特定地球局」という。)</u>であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。)を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の局数及び無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所(P H Sの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局又は特定地球局に限る。)、無線設備の移動範囲及び常置場所(V S A T地球局に限る。)等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。 「3・4 略」 (様式等) 第二十一条 「略」 「2と5 略」 6 同一人に属する二以上の簡易無線局、氣象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、V S A T地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつてはV S A T制御地球局の無線設備の設置場所とする。)を同じくする場合及び同一人に属する二以上のP H Sの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局、<u>同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセシブシステムの基地局若しくは陸上移動中継局又は設備規則第四十九条の二十三の八に規定する地球局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許状を交付することがある。</u> 別表第二号第2 地一般放送局、非常局、氣象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸	(申請の手續の簡略) 第十五条の二の二 「同上」 2 同一人に属する二以上の簡易無線局、氣象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三においてその無線設備の条件が定められている地球局(以下「V S A T地球局」という。)又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。)及び無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。)の無線設備の設置場所とする。)を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第七号イに規定するP H Sの基地局(以下「P H Sの基地局」という。)、施行規則第三十三条第六号(1)に規定するフェムトセル基地局(以下単に「フェムトセル基地局」という。)<u>又は同号(2)に規定する特定陸上移動中継局(以下単に「特定陸上移動中継局」という。)</u>であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。)を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の局数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所(P H Sの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。)、無線設備の移動範囲及び常置場所(V S A T地球局に限る。)等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。 「3・4 同上」 (様式等) 第二十一条 「同上」 「2と5 同上」 6 同一人に属する二以上の簡易無線局、氣象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、V S A T地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつてはV S A T制御地球局の無線設備の設置場所とする。)を同じくする場合及び同一人に属する二以上のP H Sの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセシブシステムの基地局若しくは陸上移動中継局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許状を交付することがある。 別表第二号第2 「同左」

局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[略]

[様式略]

[注1～17 略]

18 17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(1) 移動しない無線局の場合（PHSの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局及び特定地球局の場合を除く。）

[ア～ウ 略]

[(2)・(3) 略]

(4) 特定地球局の場合

設置場所の□にレ印を付け、無線設備の設置場所を「何県何市何町○ー○ー○何内」のように記載すること。

(5) [略]

[注19～25 略]

別表第二号の四 [略]

[1枚目～3枚目略]

4枚目（地球局（V S A T地球局又は設備規則第49条の23の8に規定する地球局に限る。）、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、第49条の23の5、第49条の23の6、第49条の23の7、第49条の23の8、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）

[表略]

5枚目（地球局（V S A T地球局又は設備規則第49条の23の8に規定する地球局に限る。）、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、第49条の23の5、第49条の23の6、第49条の23の7、第49条の23の8、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）

[表略]

[注略]

別表第三号の五 包括免許（施行規則第15条の2第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届

[同左]

[様式同左]

[注1～17 同左]

18 [同左]

(1) 移動しない無線局の場合（PHSの基地局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局の場合を除く。）

[ア～ウ 同左]

[(2)・(3) 同左]

[新設]

(4) [同左]

[注19～25 同左]

別表第二号の四 [同左]

[1枚目～3枚目同左]

4枚目（V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、第49条の23の5、49条の23の6、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）

[表同左]

5枚目（V S A T地球局、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、第49条の23の5、第49条の23の6、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。）

[表同左]

[注同左]

別表第三号の五 包括免許（施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様

出書の様式（第24条の2第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 〔略〕 〔1～3 略〕 〔注1～3 略〕 4 2の欄は、次によること。 〔(1)～(4) 略〕 (5) ⑤の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。 〔ア 略〕 <u>イ 特定地球局にあつては、無線設備の設置場所を「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載すること。</u> <u>ウ</u> 〔略〕 〔(6)・(7) 略〕 〔5・6 略〕	式（第24条の2第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 〔同左〕 〔1～3 同左〕 〔注1～3 同左〕 4 〔同左〕 〔(1)～(4) 同左〕 (5) 〔同左〕 〔ア 同左〕 〔新設〕 <u>イ</u> 〔同左〕 〔(6)・(7) 同左〕 〔5・6 同左〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記もある。	

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後				改 正 前			
目次				目次			
「第二章く第三章 略」				「第二章く第三章 同上」			
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件				第四章 「同上」			
「第一節く第四節の十九の二 略」				「第一節く第四節の十九の二 同上」			
第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三―第四十九 条の二十三の八）				第四節の二十 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三―第四十九 条の二十三の六）			
「第四節の二十一―第九節 略」				「第四節の二十一―第九節 同上」			
「第五章 略」				「第五章 同上」			
附則				附則			
（定義）				（定義）			
第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。				第三条 「同上」			
「一く九の二 略」				「一く九の二 同上」			
九の三 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信」とは、通信方式に直 交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波 数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式を用いる携帯移動衛星通信をいう。				「新設」			
「十く十六 略」				「十く十六 同上」			
（空中線電力の許容偏差）				（空中線電力の許容偏差）			
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同 表の下欄に掲げるとおりとする。				第十四条 「同上」			
送信設備		許容偏差		送信設備		許容偏差	
		上限（パー セント）	下限（パー セント）			上限（パー セント）	下限（パー セント）
「略」		「略」	「略」	「同上」		「同上」	「同上」
十九 次に掲げる送信設備		二〇	五〇	十九 次に掲げる送信設備		二〇	五〇
(一) 第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う 無線局の送信設備				(一) 第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う 無線局の送信設備			
(二) 第二十四条第十項に規定する狭域通信システムの基地局 の送信設備				(二) 第二十四条第十項に規定する狭域通信システムの基地局 の送信設備			
(三) 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のため の通信を行う無線局の送信設備				(三) 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のため の通信を行う無線局の送信設備			
(四) 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局の 送信設備				(四) 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局の 送信設備			
(五) 第四十九条の四の二の二に規定する気象観測を行う無線 標定陸上局の送信設備				(五) 第四十九条の四の二の二に規定する気象観測を行う無線 標定陸上局の送信設備			
二十 シングルキャリア周波 数分割多元接続方式携帯	第四十九条の二十三の七にお いて無線設備の条件が定めら	八七	七九				

移動衛星通信を行う無線局の送信設備	れている携帯移動地球局の送信設備		
	第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行う携帯移動地球局を除く。）と通信を行うもの	八七	六二
	第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は人工衛星局と通信を行うもの	八七	七四
二十一 その他の送信設備		〔略〕	〔略〕
(副次的に発する電波等の限度)			
第二十四条 〔略〕			
〔2〕34 略〕			
35 第四十九条の二十三の七に規定する携帯移動地球局並びに第四十九条の二十三の八に規定する携帯移動地球局及び地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。			
周波数帯		副次的に発する電波の限度	
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満		任意の一〇〇 MHz 幅で（一）五七デシベル（二）ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。）以下の値	
一、〇〇〇 MHz 以上二・七五 GHz 以下		任意の一 MHz 幅で（一）四七デシベル以下の値	
第四十九条の二十三の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下の周波数の電波を送信し、二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を受信するもの（次条に規定する無線設備を除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。			
一 一般的条件			
イ 通信方式は、携帯移動地球局から人工衛星局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。			
ロ 人工衛星局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるもので			

二十一 その他の送信設備		〔同上〕	〔同上〕
(副次的に発する電波等の限度)			
第二十四条 〔同上〕			
〔2〕34 同上〕			
〔新設〕			
〔新設〕			

		あること。
	ハ	一の人工衛星局の通話チャネルから他の人工衛星局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。
	ニ	複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の空中線電力は、各空中線端子における値の総和とすること。
	ホ	チャネル間隔は、五MHzとすること。
二	送信装置の条件	
		隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。
2		前項の携帯移動地球局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。
	一	送信する電波の周波数は、通信の相手方である人工衛星局の電波を受信することによつて自動的に選択されること。
	二	通信の相手方である人工衛星局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
	三	搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。
	四	空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。
	五	送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
第四十九条の二十三の八 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信の中継を行う携帯移動地球局又は地球局（人工衛星局と携帯移動地球局との間の通信が不可能な場合、それらの局の間の通信の中継を行う携帯移動地球局又は移動しない地球局をいう。）の無線設備であつて、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（地球局の無線設備にあつては、第二号に限る。）に適合するものでなければならない。		
	一	一般的条件
		人工衛星局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるものであること。
	二	送信装置の条件
		隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する値に適合すること。
2		前項の携帯移動地球局の無線設備は、同項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。
	一	人工衛星局対向器（携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、人工衛星局と通信を行うものをいう。以下同じ。）の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

〔新設〕

- 二 人工衛星局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。
- 三 携帯移動地球局対向器（携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものに限る。）の無線設備であつて、携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものをいう。以下同じ。）の空中線電力の総和は、二五〇ミリワット以下であること。
- 四 携帯移動地球局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
- 五 人工衛星局対向器及び携帯移動地球局対向器の増幅度（人工衛星局対向器の入力電力に対する携帯移動地球局対向器の出力電力の比又は携帯移動地球局対向器の入力電力に対する人工衛星局対向器の出力電力の比をいう。）特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。
- 六 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

別表第一号（第5条関係）

周波数許容偏差の表

〔表略〕

〔注1～57 略〕

58 次に掲げる携帯移動地球局及び地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 第49条の23の7に規定する携帯移動地球局

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

$$(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15) \text{ Hz}$$

(2) 第49条の23の8に規定する携帯移動地球局及び地球局

ア 携帯移動地球局対向器

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

$$(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12) \text{ Hz}$$

イ 人工衛星局対向器 300Hz

別表第二号（第6条関係）

〔第1～第79 略〕

第80 第49条の23の7及び第49条の23の8に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、5MHzとする。

別表第三号（第7条関係）

〔1～41 略〕

別表第一号（第5条関係）

周波数許容偏差の表

〔表同左〕

〔注1～57 同左〕

〔新設〕

別表第二号（第6条関係）

〔第1～第79 同左〕

〔新設〕

別表第三号（第7条関係）

〔1～41 同左〕

42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56、68、<u>69</u>及び<u>71</u>の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 (1) 及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。 [43～70 略] <u>71</u> 第49条の23の7 及び第49条の23の8 に規定する無線設備の不要発射の強度の許容値は、2 (1) 及び(2)に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。 <u>72</u> 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から<u>71</u>までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。	42 宇宙無線通信を行う無線局の送信設備（14、36、37、41、56、68及び<u>69</u>の規定の適用があるものを除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 (1) 及び(2)に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。 [43～70 同左] [新設] <u>71</u> 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から<u>70</u>までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体にわたる傍線は付記しない。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(特定無線設備等) 第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 「一〇九の四 略」 十 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局（設備規則第十四条の表十の項に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の無線設備を含む。）であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの 十の二 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の無線設備を含む。）であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの 「十一〇十一の十八 略」 十一の十九 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。） 「十一の十九の二〇八十一 略」 「2 略」 別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 「①・② 略」 (3) 特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。 「表略」 「注1〇14 略」 15 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第一号イに規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の十二第一項第	(特定無線設備等) 第二条 「同上」 「一〇九の四 同上」 十 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局（設備規則第十四条の表十の項に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの 十の二 設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの 「十一〇十一の十八 略」 十一の十九 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 「十一の十九の二〇八十一 同上」 「2 同上」 別表第二号 「同上」 一 「同上」 「①・② 同上」 (3) 「同上」 ア 「同上」 「表同上」 「注1〇14 同上」 15 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第一号イに規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の十二第一項第

四号に規定する無線設備、同条第二項第四号に規定する無線設備、<u>設備規則第四十九条の二十三の八第二項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式を行うものに限る。）</u>、<u>設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）</u>、<u>設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）</u>又は設備規則第四十九条の二十九の二第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。 〔16 ～ 23 略〕 〔イ・ウ 略〕 〔11・13 略〕 別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係） 〔第一～第四 略〕 第五 <u>地球局（設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている地球局を除く。）</u>、航空機地球局又は<u>携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十三の七においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局及び設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局を除く。）</u>に使用するための無線設備の工事設計書 〔略〕 〔注略〕 〔第六 略〕	四号に規定する無線設備、同条第二項第四号に規定する無線設備、<u>設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）</u>、<u>設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）</u>又は設備規則第四十九条の二十九の二第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。 〔16 ～ 23 同上〕 〔イ・ウ 同上〕 〔11・13 同上〕 別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係） 〔第一～第四 同左〕 第五 <u>地球局</u>、航空機地球局又は<u>携帯移動地球局</u>に使用するための無線設備の工事設計書 〔同左〕 〔注同左〕 〔第六 同左〕
備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令の一部改正)

第六条 電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成十四年総務省令第一百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(利用状況調査に係る無線局の種類) 第三条 「略」 2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局、電気通信業務用人工衛星局(電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局であつて、電気通信業務用基地局と同一の周波数の電波を使用して無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号、第三条第九号の三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行うものに限る。第五条において同じ。)の通信の相手方である移動する無線局及び当該電気通信業務用人工衛星局と当該移動する無線局との間の通信を中継するために開設する移動しない無線局に係る利用状況調査については、毎年、電気通信業務用基地局に係る利用状況調査と併せて行うものとする。 (利用状況調査の調査事項等) 第五条 免許を受けた無線局に係る法第二十六条の二第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 電気通信業務用基地局、当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局、電気通信業務用人工衛星局の通信の相手方である移動する無線局及び当該電気通信業務用人工衛星局と当該移動する無線局との間の通信を中継するために開設する移動しない無線局(次号及び第九条において「電気通信業務用基地局等」という。)に係る利用状況調査については、次に掲げる事項 「イ」ヲ 略」 「二 略」 「2」ヲ 略」	(利用状況調査に係る無線局の種類) 第二条 「同上」 2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に係る利用状況調査については、毎年、電気通信業務用基地局に係る利用状況調査と併せて行うものとする。 (利用状況調査の調査事項等) 第五条 「同上」 一 電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局(次号及び第九条において「電気通信業務用基地局等」という。)に係る利用状況調査については、次に掲げる事項 「イ」ヲ 同上」 「二 同上」 「2」ヲ 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、無線設備規則（以下この項及び次項において「設備規則」という。）第四十九条の二十三の七に規定する携帯移動地球局の包括免許を初めて受けた者が、電波法第百三条の二第七項の規定により当該包括免許を受ける月の属する年（十月一日から始まる一年をいう。）の電波法施行規則第五十一条の十の二の三第一号に掲げる区分の電波利用料を既に納付している場合には、同号に掲げる区分に係る電波利用料及び同項の規定により納付すべき第二条の規定による改正後の電波法施行規則第五十一条の十の二の三第三号に掲げる区分に係る当該属する年の電波利用料（当該携帯移動地球局に係るものに限る。）の上限額に係る同等特定無線局区分周波数幅については、同条第一号に掲げる区分の周波数の幅と同条第三号に掲げる区分の周波数の幅を一の周波数の幅とみなして電波法施行規則第五十一条の十の二の五の規定を適用する。
- 3 この省令の施行の日前に電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は電波法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）を受けた無線設備（技術基準適合証明等を受けたとみなされるものを含む。）であつて、次の表の一

の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の二の欄に掲げる周波数を使用する同表の三の欄に掲げるものは、当該技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、同表の一の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の四の欄に掲げる周波数の電波を送信する無線設備であつて、同表の五の欄に掲げる技術基準に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

一 占有周波数帯幅 の許容値	二 周波数	三 無線設備	四 技術基準に適合するものとみなす周波数	五 技術基準
五 MHz	一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下及び 二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下	設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は陸上移動中継局の無線設備	設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は陸上移動中継局の無線設備として認証等を受けている周波数	第三条の規定による改正後の設備規則第四十九条の二十三の八に規定する技術基準

五 MHz	一、九二二・七 MHz を超え一、 九八〇 MHz 以下	設備規則第四十九 条の六の九第二項 においてその無線 設備の条件が定め られている陸上移 動局の無線設備	一、九二〇 MHz を超え 一、九八〇 MHz 以下 (中心周波数が一、九 二二・五 MHz から一、 九二四・一 MHz のとき は、連続する最大一、 〇八 MHz 幅)	第三条の規定に よる改正後の設 備規則第四十九 条の二十三の七 に規定する技術 基準
----------	------------------------------------	---	--	---

- 4 この省令の施行の際現にされている技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例によるものとし、無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有し、前項の表の一の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の二の欄に掲げる周波数を使用する同表の三の欄に掲げるものは、当該技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、同表の一の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の四の欄に掲げる周波数の電波を送信する無線設備であつて、同表の五の欄に掲げる技術基準に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

○ 総務省告示第四百四十号

電波法（昭和二十五年法律第百三号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変 更 後					変 更 前				
第 2 周波数割当表 〔1～7 略〕 〔第 1 表 略〕 第 2 表 27.5MHz - 10000MHz					第 2 〔同左〕 〔1～7 同左〕 〔第 1 表 同左〕 第 2 表 27.5MHz - 10000MHz				
〔略〕	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	〔同左〕	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	1885-1980 J137 J137A	移動 J138 J139	電気通信業務用 小電力業務用	電気通信業務用での使用は携 帯無線通信用とし、割当ては 別表10-2による。 小電力業務用での使用はデジ タルコードレス電話用とし、 割当ては別表8-6による。		1885-1980 J137	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	2110-2120 J94 J137 J137B	移動 J138 J139	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当て は別表10-2による。		2110-2120 J94 J137	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	2120-2170 J94 J137 J137B	移動 J138 J139	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当て は別表10-2による。		2120-2170 J94 J137	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
〔第 3 表 略〕 国内周波数分配の脚注 〔J1～J137 略〕 J137A 1920-1980MHzの周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務 (地球から宇宙)にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に 従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求し てはならない。 J137B 2110-2170MHzの周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務					〔第 3 表 同左〕 国内周波数分配の脚注 〔J1～J137 同左〕 〔新設〕 〔新設〕				

<u>(宇宙から地球)にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。</u>	
[J138～J296 略]	[J138～J296 同左]
[別表 1－1～11－3 略]	[別表 1－1～11－3 同左]
[国際周波数分配の脚注 略]	[国際周波数分配の脚注 同左]
備考 表中の [] の記載及び対象規定の11重に線をついた整記部分を添へ全体にわたって適宜注記する。	

○ 総務省告示第四百四十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三條の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一 施行規則第三十三条第六号(6)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。 〔1～5 略〕 6 施行規則第三十三条第六号(1)から(6)までに掲げる無線局であつて、無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第百十九号。以下「平成十七年改正省令」という。)による改正前の設備規則の規定に適合することにより表示が付された無線設備(平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合したものに限る。)のみを使用するもの 〔7 略〕 〔二・三 略〕	一 施行規則第三十三条第六号(5)の総務大臣が別に告示する無線局は、次のとおりとする。 〔1～5 同上〕 6 施行規則第三十三条第六号(1)から(5)までに掲げる無線局であつて、無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第百十九号。以下「平成十七年改正省令」という。)による改正前の設備規則の規定に適合することにより表示が付された無線設備(平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合したものに限る。)のみを使用するもの 〔7 同上〕 〔二・三 同上〕
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

○ 総務省告示第四百四十四号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十条の二第二項第六号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
一 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。 「13 略」 4 施行規則第十五条の三第五号⑥に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準 5 施行規則第十五条の三第五号⑦に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第五項に規定する技術基準 二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする同項第一号の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告又は Third Generation Partnership Project の技術仕様書に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。 「13 略」 1④ 施行規則第十五条の三第五号⑩に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三の七に規定する技術基準 〔三 略〕	一 「同上」 「13 同上」 4 施行規則第十五条の三第五号④に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準 5 施行規則第十五条の三第五号⑤に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第五項に規定する技術基準 二 「同上」 「13 同上」 〔新設〕 〔三 同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○ 総務省告示第四百四十五号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

添 付 添		添 付 添	
別表第23号 無線設備の規格コード		別表第23号 無線設備の規格コード	
項目	コード	項目	コード
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
設備規則第49条の23の6に規定する携帯移動地球局の無線設備	L E O 4	設備規則第49条の23の6に規定する携帯移動地球局の無線設備	L E O 4
設備規則第49条の23の7に規定する携帯移動地球局の無線設備	D C 1		
設備規則第49条の23の8に規定する携帯移動地球局の無線設備	D C 2		
設備規則第49条の23の8に規定する地球局の無線設備	D C 3		
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は任意である。			

○総務省告示第四百四十六号

携帯移動衛星業務の無線局に関し、総務大臣が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の申請の審査に適用する受信設備の特性を次のように定める。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の審査に適用する受信設備の特性

項目	特性
感度	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））。以下この表において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五％以上

実効選択度	ブロッキング特性	受信感度が基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±） 10 MHz 離れた周波数において（一） 五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±） 15 MHz 以上離れた周波数において（一） 四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上
	隣接チャネル選択度	受信電力が基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±） 五 MHz 離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上
	相互変調特性	受信電力が基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±） 10 MHz 及び（±） 20 MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（一） 四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上

○総務省告示第四百四十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三の七第一項第二号及び第四十九条の二十三の八第一項第二号並びに別表第三号70の規定に基づき、無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を次のように定める。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備の条件

1 無線設備規則第四十九条の二十三の七第一項第二号の総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の(1)の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心周波数とする同表の中欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射^{ふく}される平均電力について、同表の下欄に掲げる値以下の値又は次の(2)の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心周波数とする同表の中欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力について、同表の下欄に掲げる値以下の値とする。

(1) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

離調周波数（注）	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五 MHz	三・八四 MHz	（一）五〇デシベル
五 MHz	四・五 MHz	（一）五〇デシベル
一〇 MHz	三・八四 MHz	（一）五〇デシベル

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(2) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

離調周波数（注）	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五 MHz	三・八四 MHz	（一）三二・二デシベル
五 MHz	四・五 MHz	（一）二九・二デシベル
一〇 MHz	三・八四 MHz	（一）三五・二デシベル

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 無線設備規則別表第三号 70 に規定する総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の

強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

離調周波数（注）	不要発射の強度の許容値
１、０００ kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
１、０００ kHz 以上五 MHz 未満	任意の１、０００ kHz の帯域幅における平均電力が（一）八・五デシベル以下の値
五 MHz 以上六 MHz 未満	任意の１、０００ kHz の帯域幅における平均電力が（一）一・五デシベル以下の値
六 MHz 以上一〇 MHz 未満	任意の１、０００ kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三・五デシベル以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の許容値の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

3 無線設備規則別表第三号 70 に規定する総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

周波数（注）	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三十六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の 10 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三十六デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 （八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下を除く。）	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三十六デシベル以下の値
八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満（一、四七五・九 MHz 以	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値

上 一、五 一〇・九 MHz 以下、 一、八 四 五 MHz 以上 一、八 八 〇 MHz 以下、一、九 一 〇・〇 MHz 以 上 一、九 一 五・七 MHz 以下、 二、〇 一 〇 MHz 以上 二、〇 二 五 MHz 以下、二、一 一 〇 MHz 以上 二、一 七 〇 MHz 以下を除く。)	
一、四 七 五・九 MHz 以上 一、五 一 〇・九 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値
一、八 四 五 MHz 以上 一、八 八 〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値
一、九 一 〇・〇 MHz 以上 一、九 一 五・七 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二五デシベル以下の値
二、〇 一 〇 MHz 以上 二、〇 二 五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値

二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値
--------------------------	---

注 九 kHz 以上八六〇 MHz 未満、八九〇 MHz を超え一、四七五・九 MHz 未満、一、五一〇・九 MHz を超え一、八四五 MHz 未満、一、八八〇 MHz を超え一、八八四・五 MHz 未満、一、九一五・七 MHz を超え二、〇一〇 MHz 未満、二、〇二五 MHz を超え二、一一〇 MHz 未満及び二、一七〇 MHz を超え一二・七五 GHz 未満の周波数帯については、送信周波数帯域の中心周波数から十二・五 MHz 以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

二 携帯移動衛星通信の中継を行う無線局の無線設備の条件

1 無線設備規則第四十九条の二十三の八第一項第二号に規定する総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 携帯移動地球局の送信装置

ア 携帯移動地球局対向器に係るもの

送信周波数帯域の端から一二・五 MHz 及び七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする一 MHz の

帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

イ 人工衛星局対向器に係るもの

(ア) 送信周波数帯域の端から二・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

(2) 地球局の送信装置

ア 携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの

送信周波数帯域の端から二・五 MHz 及び七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル低い値又は（一）七・二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

イ 人工衛星局と通信を行うもの

(ア) 送信周波数帯域の端から二・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は当該平均電力が (一) 七・二デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は当該平均電力が (一) 二四・二デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値

2 無線設備規則別表第三号 70 に規定する総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 携帯移動地球局の送信装置

ア 携帯移動地球局対向器に係るもの (送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表に

	において同じ。) 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル以下の値

イ 人工衛星局対向器に係るもの (送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

周波数	不要発射の強度の許容値
-----	-------------

九 kHz 以上一五〇 kHz 未 満	任意の 一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未 満	任意の 一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未 満	任意の 一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未 満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。)	任意の 一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の 三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル以下の値

(2) 地球局の送信装置

ア 携帯移動地球局 (携帯移動衛星通信の中継を行うものを除く。) と通信を行うもの (送信

周波数帯域の端から 10 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、1、884・5 MHz 以上 1、915・7 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

周波数	不要発射の強度の許容値
9 kHz 以上 150 kHz 未満	任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 13 デシベル (1 ミリワットを 0 デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
150 kHz 以上 30 MHz 未満	任意の 10 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 13 デシベル以下の値
30 MHz 以上 1、000 MHz 未満	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 13 デシベル以下の値
1、000 MHz 以上 12・75 GHz 未満 (1、884・5 MHz 以上 1、915・7 MHz 以下を除く。)	任意の 1、000 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 13 デシベル以下の値
1、884・5 MHz 以上 1、	任意の 300 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 41

九一五・七 MHz 以下	デシベル以下の値
--------------	----------

イ 人工衛星局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の 一 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の 一〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の 一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以	任意の 一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値

下を除く。)	
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一デシベル以下の値

3 携帯移動地球局の送信装置（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）以外の中継方式のものに限る。）の人工衛星局対向器及び携帯移動地球局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。

- (1) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五 MHz 高い周波数及び最も低い周波数から五 MHz 低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。
- (2) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇 MHz 高い周波数及び最も低い周波数から一〇 MHz 低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。
- (3) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇 MHz 高い周波数及び最も低い周波数から四〇 MHz 低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

○ 総務省告示第四百四十八号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の二(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

各 出 巡			各 出 巡		
第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5 G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領 [1～3 略] [第2 略]			第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第三条第十号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5 G（設備規則第三条第十五号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局を除く。）の検査実施要領 [1～3 同左] [第2 同左]		
第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5 Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領 [1・2 略] 3 無線設備等 [一・一の二 略] 二 電気的特性			第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5 Gの基地局及び陸上移動中継局の検査実施要領 [1・2 同左] 3 [同左] [一・一の二 同左] 二 [同左]		
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績	検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 周波数	1 基地局にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定し、地球局にあつては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 [2 略]	[略]	1 [同左]	1 基地局にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 [2 同左]	[同左]
2 スプリアス発射の強度	1 基地局にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定し、地球局にあつては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 [2～4 略]	[略]	2 [同左]	1 基地局にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 [2～4 同左]	[同左]
3 不要発射の強度	1 基地局にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定し、地球局にあつては通信の相手方である	[略]	3 [同左]	1 基地局にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。	[同左]

	<u>人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</u> [2～5 略]	
[略]	[略]	[略]
5 空中線電力	1 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定し、 <u>地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定し中継利得を測定して換算する。</u> [2・3 略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[注1～注4 略]		
[三 略]		
備考 表中の [] の記載は付記しない。		

	[2～5 同左]	
[同左]	[同左]	[同左]
5 [同左]	1 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定し中継利得を測定して換算する。 [2・3 略]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]
[注1～注4 同左]		
[三 同左]		

○ 総務省告示第四百四十九号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の二(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

各 出 港	各 出 港																
[1・2 略] 3 無線設備等 [一・一の二 略] 二 電気的特性	[1・2 同左] 3 [同左] [一・一の二 同左] 二 [同左]																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>点検の項目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 周波数</td><td> [ア～オ 略] カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5 G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。 (7) 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、<u>地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</u> [(イ) 略] </td></tr> <tr> <td>2 スプリア ス発射の強度</td><td> [ア～キ 略] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5 Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 (7) 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、<u>地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</u> [(イ)～(エ) 略] </td></tr> <tr> <td>3 不要発射 の強度</td><td> [ア～キ 略] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5 Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりと </td></tr> </tbody> </table>	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	1 周波数	[ア～オ 略] カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5 G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。 (7) 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、<u>地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</u> [(イ) 略]	2 スプリア ス発射の強度	[ア～キ 略] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5 Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 (7) 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、<u>地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</u> [(イ)～(エ) 略]	3 不要発射 の強度	[ア～キ 略] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5 Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりと	<table border="1"> <thead> <tr> <th>点検の項目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 [同左]</td><td> [ア～オ 同左] カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5 G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局にあっては、次のとおりとする。 (7) 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 [(イ) 同左] </td></tr> <tr> <td>2 [同左]</td><td> [ア～キ 同左] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5 Gの基地局及び陸上移動中継局にあっては、次のとおりとする。 (7) 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 [(イ)～(エ) 同左] </td></tr> <tr> <td>3 [同左]</td><td> [ア～キ 同左] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5 Gの基地局及び陸上移動中継局にあっては、次のとおりとする。 </td></tr> </tbody> </table>	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	1 [同左]	[ア～オ 同左] カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5 G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局にあっては、次のとおりとする。 (7) 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 [(イ) 同左]	2 [同左]	[ア～キ 同左] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5 Gの基地局及び陸上移動中継局にあっては、次のとおりとする。 (7) 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 [(イ)～(エ) 同左]	3 [同左]	[ア～キ 同左] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5 Gの基地局及び陸上移動中継局にあっては、次のとおりとする。
点検の項目	具体的な点検の実施方法等																
1 周波数	[ア～オ 略] カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5 G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。 (7) 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、<u>地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</u> [(イ) 略]																
2 スプリア ス発射の強度	[ア～キ 略] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5 Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。 (7) 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、<u>地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</u> [(イ)～(エ) 略]																
3 不要発射 の強度	[ア～キ 略] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5 Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりと																
点検の項目	具体的な点検の実施方法等																
1 [同左]	[ア～オ 同左] カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5 G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局にあっては、次のとおりとする。 (7) 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 [(イ) 同左]																
2 [同左]	[ア～キ 同左] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5 Gの基地局及び陸上移動中継局にあっては、次のとおりとする。 (7) 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 [(イ)～(エ) 同左]																
3 [同左]	[ア～キ 同左] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5 Gの基地局及び陸上移動中継局にあっては、次のとおりとする。																

	する。 (7) 基地局にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、 <u>地球局にあつては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</u> [(イ)～(キ) 略]		(7) 基地局にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 [(イ)～(キ) 同左]
4 占有周波数帯幅	[ア・イ 略] ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、 <u>ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局</u> のうちトンネル内に設置された無線設備であつて、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。	4 [同左]	[ア・イ 同左] ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局のうちトンネル内に設置された無線設備であつて、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。
5 空中線電力	[ア～サ 略] シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、 <u>ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局</u> にあつては、次のとおりとする。 (7) 基地局にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して中継利得を測定して換算し、地球局にあつては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して中継利得を測定して換算する。 [(イ)・(ウ) 略]	5 [同左]	[ア～サ 同左] シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局にあつては、次のとおりとする。 (7) 基地局にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定し中継利得を測定して換算する。 [(イ)・(ウ) 同左]
[略]	[略]	[同左]	[同左]
[注1～注5 略]		[注1～注5 同左]	
[三 略]		[三 同左]	
備考 表中の [] の記載は対応しない。			

○ 総務省告示第四百五十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（電気通信事業法施行規則第三十一条の規定に基づく端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
「一 略」 一 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備 「1 11 略」 12 無線設備規則第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用する端末設備 13 「略」 14 「略」 15 「略」	「一 同上」 一 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備 「1 11 同上」 「新設」 12 「同上」 13 「同上」 14 「同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第四百五十一号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

各 目 次	各 目 次
別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 〔第1～第4 略〕 第4の2 無線設備規則第49条の6の12又は第49条の6の13に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等 〔1～4 略〕 5 位置登録制御 〔(1)・(2) 略〕 (3) 無線設備規則第49条の6の9、 <u>第49条の6の10</u> 、 <u>第49条の23の7</u> 、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備と構造上一体となっており、同令第49条の6の9、 <u>第49条の6の10</u> 、 <u>第49条の23の7</u> 、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備において位置登録制御を行う端末にあつては、(1)及び(2)の規定を適用しない。 〔6～12 略〕 <u>第4の3 無線設備規則第49条の23の7に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</u> 1 基本的機能 (1) <u>発信を行う場合にあっては、発信を要求する信号を送出するものであること。</u> (2) <u>応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。</u> 2 送信タイミング <u>無線設備規則第49条の23の7の伝送設備（同令第49条の23の8の伝送設備により中継される場合を含む。以下第4の3において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は±130ナノ秒の範囲であること。</u> 3 ランダムアクセス制御 (1) <u>伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、13サブフレーム以内の伝送設備から指定された時間内に伝送設備から送信許可信号を受信した場合は、送信許可信号を受信した時から、伝送設備から指定された6サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。</u> (2) <u>(1)において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を行うこととする。この場合において、再び(1)の動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を超えないこと。</u> 4 <u>タイムアラインメント制御</u> <u>伝送設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を有すること。</u> 5 <u>位置登録制御</u> <u>伝送設備からの位置情報が、端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情</u>	別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 〔第1～第4 同左〕 第4の2 無線設備規則第49条の6の12又は第49条の6の13に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等 〔1～4 同左〕 5 位置登録制御 〔(1)・(2) 同左〕 (3) 無線設備規則第49条の6の9、 <u>第49条の6の10</u> 、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備と構造上一体となっており、同令第49条の6の9、 <u>第49条の6の10</u> 、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備において位置登録制御を行う端末にあつては、(1)及び(2)の規定を適用しない。 〔6～12 同左〕 〔新設〕

報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があった場合又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。 6 送信停止指示に従う機能 伝送設備からチャンネルの切断を要求する信号を受信した場合は、送信を停止する機能を有すること。 7 受信レベル通知機能 伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定された参照信号の受信レベルについて検出を行い、当該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあっては、その結果を伝送設備に通知すること。 8 端末固有情報の変更を防止する機能 (1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。 (2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。 (3) 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。 9 その他 端末設備等規則第22条第2号、第23条及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。 [第5・第6 略] 第6の2 無線設備規則第49条の29の2に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等 [1～4 略] 5 位置登録制御 [(1)・(2) 略] (3) 無線設備規則第49条の6の9、<u>第49条の6の10</u>、<u>第49条の23の7</u>、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備と構造上一体となっており、同令第49条の6の9、<u>第49条の6の10</u>、<u>第49条の23の7</u>、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備において位置登録制御を行う端末にあっては、(1)及び(2)の規定を適用しない。 [6～12 略] [第7 略]	[第5・第6 同左] 第6の2 無線設備規則第49条の29の2に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等 [1～4 同左] 5 位置登録制御 [(1)・(2) 同左] (3) 無線設備規則第49条の6の9、<u>第49条の6の10</u>、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備と構造上一体となっており、同令第49条の6の9、<u>第49条の6の10</u>、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備において位置登録制御を行う端末にあっては、(1)及び(2)の規定を適用しない。 [6～12 同左] [第7 同左]
備考 表中の「」の記載は、右欄の「」の欄に記載された略記号を添へておこなうこととする。	

○総務省告示第四百五十二号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の十二から第三十二条の十五まで及び第三十二条の十七（これらの規定を同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第三十号（インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九若しくは第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備若しくは同令第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの（以下「インターネットプロトコル移動電話端末等」という。）の送信タイミングの条件等は、次のとおりとする。 「一〇五 略」 第二 無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等の送信タイミングの条件等は、次のとおりとする。 「一〇三 略」 四 位置登録制御の条件 「一・二 略」 3 無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十又は第四十九条の二十三の七に規定する方式の無線設備を使用する端末設備と構造上一体となつており、位置登録制御を同令第四十九条の六の九、第四十九条の六の十又は第四十九条の二十三の七に規定する方式の無線設備を使用する端末設備において行うインターネットプロトコル移動電話端末にあつては、第一号及び第二号の規定を適用しない。 「五 略」	第一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの（以下「インターネットプロトコル移動電話端末等」という。）の送信タイミングの条件等は、次のとおりとする。 「一〇五 同上」 第二 無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等の送信タイミングの条件等は、次のとおりとする。 「一〇三 同上」 四 位置登録制御の条件 「一・二 同上」 3 無線設備規則第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する方式の無線設備を使用する端末設備と構造上一体となつており、位置登録制御を無線設備規則第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定する方式の無線設備を使用する端末設備において行うインターネットプロトコル移動電話端末にあつては、第一号及び第二号の規定を適用しない。 「五 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

○総務省告示第四百五十三号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五（同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第四百四十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。			[同上]		
一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九若しくは第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備又は同令第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等	[略]	[略]	一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等	[同上]	[同上]
[略]	[略]	[略]	[同上]	[同上]	[同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 総務省訓令第46号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月20日

総務大臣 村上誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別紙２（第５条関係）無線局の目的別審査基準 〔第１ 略〕 第２ 陸上関係 〔１～３ 略〕 ４ その他 〔(1)～(17) 略〕 (18) 携帯無線通信等を抑止する無線局 ア 用語の意義 〔(7) 略〕 (イ)「抑止エリア」とは、携帯無線通信等抑止局から送信される電波が、携帯無線通信、広帯域無線アクセスシステム、<u>P H S 及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信（以下「携帯無線通信等」という。）の基地局、陸上移動中継局、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）、人工衛星局、地球局及び携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものに限る。）から発射する電波を抑止するエリアをいう。</u> 〔イ～コ 略〕 第３ 衛星関係 １ システム別審査基準 〔(1)～(18) 略〕 <u>(19) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、1920MHzを超え1980MHz以下の周波数の電波を使用するもの又は当該通信の中継を行う携帯移動地球局及び地球局で、1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以下の周波数の電波を送信するもの</u> ア 適用の範囲 (7) <u>携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものを除く。）</u> <u>設備規則第49条の23の7に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯移動地球局に適用する。</u> (1) <u>携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものに限る。）</u> <u>設備規則第49条の23の8に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯移動地球局に適用する。</u> (2) <u>地球局</u> <u>設備規則第49条の23の8に規定する技術基準に適合する地球局に適用する。</u> イ <u>免許の主体</u>	別紙２（第５条関係）無線局の目的別審査基準 〔第１ 同左〕 第２ 陸上関係 〔１～３ 同左〕 ４ その他 〔(1)～(17) 同左〕 (18) 〔同左〕 ア 〔同左〕 〔(7) 同左〕 (イ)「抑止エリア」とは、携帯無線通信等抑止局から送信される電波が、携帯無線通信、広帯域無線アクセスシステム<u>及びP H S（以下「携帯無線通信等」という。）の基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）</u>から発射する電波を抑止するエリアをいう。 〔イ～コ 同左〕 第３ 衛星関係 １ システム別審査基準 〔(1)～(18) 同左〕 〔新設〕

(7) 携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものを除く。）
設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信による電気通信役務の提供の用に供するために申請周波数と同一の周波数の電波を送信する陸上移動局を現に開設し、運用する電気通信事業者であること。

(4) 携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものに限る。）及び地球局
携帯無線通信による電気通信役務の提供の用に供するために申請周波数と同一の周波数の電波を送信する陸上移動局又は陸上移動中継局を現に開設し、運用する者であること。

ウ 免許の単位

地球局（設備規則第49条の23の8に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものであって、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものに限る。以下「特定地球局」という。）については、一の構内（公衆地下街、工業団地その他のこれに準ずる区域内を含む。）又は一の建物内に送信設備を設置するものにあつては、原則として、それぞれの区域ごとであること。

エ 通信の相手方

(7) 携帯移動地球局
次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。
A 高度約340km又は約525kmの軌道に位置するスターリンクシステムの人工衛星局
B 免許人所属の地球局
C 免許人所属の携帯移動地球局
D 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の地球局
E 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の携帯移動地球局

(4) 地球局
次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。
A 高度約340km又は約525kmの軌道に位置するスターリンクシステムの人工衛星局
B 免許人所属の地球局
C 免許人所属の携帯移動地球局
D 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の携帯移動地球局

オ 通信事項

電気通信業務に関する事項であること。

カ 無線設備の設置場所

(7) 携帯移動地球局の常置場所
当該電気通信事業者の事業所の所在地であること。

(4) 携帯移動地球局の移動範囲
我が国の領域における陸上又は海上の範囲内（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）及びその周辺の海域であつて、当該事業者の業務区域内又はスターリンクシステムの業務区域内のものであること。

(h) 地球局の設置場所

A 空中線と送受信装置が同一構内にない場合は、空中線及び送受信装置の位置をそれぞれ無線設備の設置場所として無線局事項書に記載されていること。

B 特定地球局については、無線設備の全部又は一部（空中線を含む部分に限る。）の設置場所が屋内であること。ただし、特定地球局であって、空中線電力が40mW以下のものは、無線設備の全部又は一部の設置場所を屋外とすることができる。

キ 回線構成

通信の接続、課金処理、携帯移動地球局の位置登録等の機能を有する交換局の設備、携帯基地地球局と携帯移動地球局との間における無線回線の設定、切替制御等の機能を有する制御局の設備、携帯基地地球局の無線設備、人工衛星局の無線設備、携帯移動地球局の無線設備及び伝送路設備によって構成されるものであること。

ク 工事設計書等

(7) 携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものを除く。）

A 周波数

1920MHzを超え1980MHz以下の周波数であること。

B 占有周波数帯幅

占有周波数帯幅の許容値は、5MHzであること。

C 不要発射等の強度

不要発射等の強度が、設備規則別表第3号及び令和6年総務省告示第447号に定める許容値を満たしているものであること。

D 最大電力密度

最大電力密度は、国際調整の範囲内であること。

E 空中線利得

送信空中線の絶対利得は、3dBi以下であること。ただし、等価当方輻射電力が絶対利得3dBiの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。

(4) 携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものに限る。）

A 周波数

1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以下の周波数であること。

B 占有周波数帯幅

占有周波数帯幅の許容値は、5MHzであること。

C 不要発射等の強度

不要発射等の強度が、設備規則別表第3号及び令和6年総務省告示第447号に定める許容値を満たしているものであること。

D 最大電力密度

最大電力密度は、国際調整の範囲内であること。

E 空中線利得

人工衛星局対向器の送信空中線の絶対利得は、9dBi以下であること。携帯移動地球局対向器の送信空中線の絶対利得は、0dBi以下であること。ただし、等価当方輻射電力が絶対利得0dBiの空中線に250mWの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。

(7) 地球局

A 周波数

1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以下の周波数であること。

B 占有周波数帯幅

占有周波数帯幅の許容値は、5MHzであること。

C 不要発射等の強度

不要発射等の強度が、設備規則別表第3号及び令和6年総務省告示第447号に定める許容値を満たしているものであること。

D 最大電力密度

最大電力密度は、国際調整の範囲内であること。

E 実効輻射電力

5MHzの帯域幅当たりの実効輻射電力が6,000W以下となるものであること。

F 受信した電波を中継増幅し、再度、送出する地球局の送信装置については、当該送信装置の発射可能な周波数（当該事業者に割り当てられた周波数に限る。）が参考事項欄に記載されていること。

G 受信した電波の周波数を他の周波数に変換して送出する地球局の送信装置については、当該送信装置が実際に発射する電波の型式及び周波数が参考事項欄に記載されていること。

H 受信した電波を増幅して送信する地球局にあつては、空中線電力が一定値を超えないよう、自動的に制御する機能を有すること。

ケ 空中線電力の指定

(7) 携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものを除く。）

送信に際して使用できる最大の値を指定する。

(4) 携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものに限る。）及び地球局

増幅器の1波当たりの定格出力を指定する。

コ 他の無線局との干渉調整等

(7) 2025MHzを超え2110MHz以下若しくは2200MHzを超え2290MHz以下の周波数を使用して宇宙運用業務、地球探査業務又は宇宙研究業務を行う既存の無線局の免許人並びに2170MHzを超え2200MHz以下の周波数を使用して移動衛星業務を行う無線局の免許人との間で調整等必要な措置を講ずるものであること。

(4) 他の無線局に干渉の影響を与えないように、他の無線局の免許人等との調整等必要な措置を講ずるものであること。

サ 将来の事業計画等

	<u>免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。</u> <u>(7) 免許の有効期限までの各年度の末日における契約数、サービスエリアの見込み及びその根拠</u> <u>(4) その他、卸電気通信役務（電気通信事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供等の電波の有効利用を確保するための取組の計画</u> <u>(7) 携帯無線通信を行う無線局との間で、電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及び根拠</u> <u>(2) 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び運用に関する計画並びにその根拠</u> <u>(7) 混信その他の妨害の発生によって電波の送信を停止する際の基準、実施手順、利用者への周知方法等に関する計画及びその根拠</u> <u>シ 免許の期間における業務の概要</u> <u>再免許の申請に当たっては、現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等に照らして電波の有効利用が図られていること。</u> <u>ス 混信等の防止</u> <u>(7) 国際調整の遵守等</u> <u>通信の相手方となる人工衛星局については国際調整が完了している若しくは完了する見込みであること、又はその運用によって我が国の領域内若しくは他国の領域内に混信その他の妨害を与えるものでないことが明らかであること。また、国際調整が完了している又は完了する見込みである場合は、当該国際調整の結果等に基づく通信が可能な工事設計となっていること。</u> <u>(4) 混信等の除去</u> <u>通信の相手方となる人工衛星局の運用によって我が国の領域内若しくは他国の領域内に混信その他の妨害が発生している場合又は総務省が混信その他の妨害が発生していると判断した場合に人工衛星局の運用を直ちに停止すること等ができるよう、必要な措置が講じられていること。</u> <u>セ その他</u> <u>周波数を共有する携帯無線通信を行う陸上移動局との間でサービスエリアを適切に調整することで、周波数の有効利用が図られていること。</u>
[2 ・ 3 略] 第 4 包括免許関係 1 電気通信業務用 [(1) ～ (20) 略] <u>(21) 人工衛星局の中継によりシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、1920MHzを超え1980MHz以下の周波数の電波を使用するもの又は携帯移</u>	[2 ・ 3 同左] 第 4 包括免許関係 1 電気通信業務用 [(1) ～ (20) 同左] [新設]

<u>動衛星通信の中継を行う無線局であって、1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以下の周波数の電波を送信するもの</u> <u>包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(㉑)に定める基準のほか、次の基準により行う。</u> ア <u>運用開始の予定期日</u> <u>運用開始の予定期日は、原則として免許の日から6か月以内であること。</u> イ <u>最大運用数</u> <u>最大運用数は、運用開始の日（再免許申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者（運用数）見込みに照らして、妥当なものであること。また、申請周波数と同一の周波数の電波を送信する携帯無線通信用の陸上移動局及び陸上移動中継局の開設数（又は開設予定数）を大幅に超過するものでないこと。</u> ウ <u>空中線電力</u> <u>包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値であること。</u> エ <u>工事設計</u> （㉒） <u>無線設備の規格</u> <u>施行規則第15条の3第3号(㊦)、第5号(㊧)又は第5号(㊨)に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。</u> （㉓） <u>技術基準適合証明の有無</u> <u>無線通信の用に供しようとする無線設備は、技術基準適合証明又は工事設計認証を有するものであること。</u> （㉔） <u>技術基準適合証明等の内容</u> <u>無線局事項書の「電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力」の欄に記載されたものに適合するものであること。</u> [2 ～ 4 略]	[2 ～ 4 同左]
--	------------------------

附 則

この訓令は、令和 6 年 12 月 20 日から施行する。